

寄付金に関する税制上の優遇措置について

本学園に対する個人のご寄付は、所得税・住民税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって一定額の控除を受けることができます。

(1)所得税の寄付金控除

所得税の優遇措置の内容は、「税額控除」と「所得控除」の2種類あり、寄付者がどちらか有利な方を選ぶことができます。

① 「税額控除制度」

個人の所得税額から(寄付金額－2,000円)×40%を直接控除

寄付金額	減税額(目安)
10,000円	3,200円
30,000円	11,200円
50,000円	19,200円

② 「所得控除制度」

その年の寄付金の合計額(所得金額の40%相当額が限度)から2,000円を差し引いた金額が、その年の所得から控除されます。

年間の寄付金合計額－2,000円＝課税所得金額から控除されます

(2)個人住民税(県民税・市町村民税)の寄付金税額控除

～愛媛県にお住まいの方～

県民税の寄付金税額控除対象となります。また市町村民税については、お住まいの市町の条例で本法人が寄付金税額控除の対象法人に指定されている場合、個人住民税税額控除の対象となります。お住まいの市町の税務担当へお問い合わせの上、申告手続きを行ってください。

～愛媛県外にお住まいの方～

個人住民税については、お住まいの地方公共団体へお問い合わせの上、申告手続きを行ってください。

<p>※住民税税額控除額(控除を受けられる寄付金額は総所得金額等の30%が上限) (寄付金額－2,000円)×控除率 (控除率＝都道府県が指定した寄付金は4%、市町村が指定した寄付金は6%。 どちらも指定した場合は10%となる。)</p>
--

(3)寄付金控除を受けるための手続き

本学園にご寄付された方に、本学園発行の領収書と各種証明書(写)をお送りいたします。ご寄付された翌年に確定申告を行ってください。